

執筆者:

E-mail [✉](mailto:chikuda@nishimura-asahi.com) 村田 知信E-mail [✉](mailto:guentouan@nishimura-asahi.com) グエン・トウアン・アン

ベトナムでは、2023年4月17日に同国初めての包括的な個人情報保護法令である個人情報保護に関する政令(Decree No. 13/2023/ND-CP)(以下「本政令」といいます。)が制定されました。同政令は**個人情報**を処理している**全ての事業者**に適用される**データ処理影響評価(Data processing impact assessment)実施義務・評価書類の当局提出義務等の様々な義務を規定しているため、対象となる事業者は法令対応作業が必要となるにも拘わらず、施行日が2023年7月1日とされており、猶予期間/移行期間が非常に短い**ことに留意が必要です。ベトナムで事業を展開している日系企業は迅速に対応を進める必要があります。

本政令については、[アジアニュースレター2021年3月8日号](#)において、パブリックコメントのために公表された2021年2月9日時点の政令案(以下「パブコメ時草案」といいます。)の内容を紹介しましたが、本政令の内容はパブコメ時草案と相当程度異なっています。

具体的には、本政令には、義務の内容を管理者と処理者に分けて規定する、個人情報の収集、利用、開示等の全てを意味する処理という定義語を用いて処理を対象に規制をしている等、EUのGDPR(General Data Protection Regulation)と類似している点が多くあります。もっとも、GDPRをほぼそのまま導入したと言い得るタイ等と比べると独自性が強く、**データ保護処理影響評価実施義務や国外移転規制等の一部の規制はGDPRよりも当局の関与が強い内容となっているため、留意が必要です。**

本稿では、本政令及び必要となる法令対応作業の概要を紹介いたします。

1. 個人情報の定義

本政令上、個人情報は「電子的環境における記号、文字、数字、画像、音声又はこれらに準ずるものの形で、特定の個人に関連する又は特定の個人の識別に寄与する情報」と広く定義されています。また、個人情報は基礎個人情報とセンシティブ個人情報に区分され、センシティブ個人情報は、以下の情報を含む、プライバシーに関連付けられる個人情報であり、侵害されるとその個人の権利及び合法的利益に直接的に影響するものと定義されています。

- ① 政治的見解、宗教的見解
- ② 血液型の情報を含まない病歴に記載する健康状態及び個人の情報
- ③ 人種的起源、民族的起源に係る情報
- ④ 個人の遺伝的又は後天的な遺伝的特徴に関する情報
- ⑤ 個人の物理的及び生物学的特性に関する情報
- ⑥ 性生活、性的指向に関する個人データ
- ⑦ 法執行機関によって収集され、保存された犯罪又は犯罪行為に関する情報
- ⑧ 金融機関、外国銀行支店、決済代行会社、その他の許可された機関の顧客情報であり、以下を含むもの:法令によって規定された顧客識別情報、口座に係る情報、預金に係る情報、預かった資産に係る情報、取引に係る情報、銀行の支店、決済代行会社における保証人又は担保の設定人に係る情報
- ⑨ GPS サービスによる個人の位置情報
- ⑩ 法令が特別に定める、必要な秘密保持の措置を講ずべきその他の個人情報

なお、本政令上、事業者が上記のセンシティブ個人情報を処理する場合には、データ主体に対してセンシティブ個人情報を処理

する旨を通知し、個人情報保護を担当する部署及び担当者を選任して公安省の担当部局(「A05」と呼ばれているため以下単に「A05」といいます。)に通知する必要があります(下記 8 をご参照下さい。)。もともと、GDPR や日本の個人情報保護法のように、センシティブ個人情報を処理する場合には原則データ主体の同意が必要とされるような建付はとられていません。これは、下記 6 で述べるとおり、本政令では、センシティブ個人情報に該当しない基礎個人情報であっても、データ主体の同意に基づく処理が原則とされているからだと思います。

2. 適用対象・域外適用

本政令上、その適用対象は以下と定められています。

- ① ベトナムの団体・組織・個人
- ② ベトナムに所在する外国の団体・組織・個人
- ③ ベトナム国外で活動するベトナムの団体・組織・個人
- ④ ベトナムにおける個人データの処理に直接関与し又は関連する外国の団体・組織・個人

上記③及び④が域外適用について定める規定であり、日系企業に関連するのは主に④だと思われませんが、どのような基準で「ベトナムにおける個人データの処理に直接関与し又は関連する」と判断されるのかは法令文言上不明確です。

3. データ処理影響評価

本政令上、管理者又は処理者は、個人情報の処理を開始する場合には、データ処理影響評価を実施した上で、所定の様式で評価書類を作成・保存する必要があります。なお、データ処理影響評価は、GDPR のデータ保護影響評価(Data protection impact assessment)を参考にして導入されたのだと思われませんが、ベトナム語を直訳すると Data processing impact assessment となるため、本稿ではデータ処理影響評価という用語を用いています。

また、当該書類は、管理者又は処理者が個人情報の処理を開始した後 60 日以内に、検査及び監督のために A05 に送付される必要があります(事前承認ではなく事後報告)、その後いつでも検査の対象とされ得ることになります。さらに、管理者又は処理者は、当該書類に記載された個人情報の処理内容等に変更があった場合、変更後の書類を A05 に提出する必要もあります。

本政令の法令文言上、上記のデータ処理影響評価実施義務・書類提出義務は、個人情報の処理を行う全ての管理者及び処理者に適用されます(GDPRにおけるデータ保護影響評価のようにデータ処理のリスクが高い場合のみに適用される等の限定は少なくとも法令文言上は存在しません。)。その結果、少なくとも法令文言上は、従業員の個人情報を少量処理しているだけの事業者であっても当該義務を負うことになり、事実上ベトナムで事業を行っているほぼ全ての事業者が当該義務を負うと解されることに留意が必要です。

4. 域外移転

本政令上、管理者又は処理者は、ベトナム人の個人情報(法令文言上ベトナム人の個人情報と規定されているためベトナムに所在する外国人の個人情報は対象にならないと解し得ます。)をベトナム域外に移転する場合は、データ移転影響評価を実施した上で、所定の様式で評価書類を作成・保存して以下を遵守する必要があります。

- ① A05 による検査及び監督のために、いつでも評価書類を利用できるようにする。
- ② 域外移転開始から 60 日以内に評価書類を A05 に送付し(事前承認ではなく事後報告)、当該書類が不完全又は法令と矛盾する場合、A05 からの訂正要請に応じる。
- ③ A05 に対してデータ移転及び移転完了後の担当者の情報を通知する。
- ④ A05 に送付した書類の内容に変更があった場合、変更した書類を A05 に送付する。

また、上記の A05 に対して送付が必要な書類の中には、データ主体から取得した同意書や移転先及び移転元の間で締結されたデータ処理に関する双方の責任を定める書面が含まれています。したがって、域外移転を伴う個人情報の処理を行う場合、大要、①データ主体の同意を取得するか又は同意が必要とされない例外事由を満たした上で、②移転先と契約等を締結し、③デー

タ移転影響評価を実施して、④これらの書類を事後的に A05 に提出することが必要となります。

なお、パブコメ時草案では、域外移転の要件としてベトナム国内でのコピーデータ保管義務(データローカライゼーション義務)が規定され、A05 による事前承認が必要とされる等、当局の取り締まりをより重視した規制が定められていましたが、これらの義務は制定時には削除されました(ただしベトナムではデータローカライゼーション義務が別の法令で定められていることにご留意下さい。アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター 2022 年 8 月 22 日号及びアジア&個人情報保護ニュースレター 2022 年 1 月 6 日号ご参照)。

もともと、本政令上、公安省は、国境を越えた個人情報移転の検査を 1 年に 1 回実施する可能性があり、違反や情報漏洩・紛失の危険性がある場合はより頻繁に検査が実施される可能性も示唆されています。また、公安省は、移転された個人情報がベトナムの利益と安全を侵害するために使用されている場合、法令に準拠していない場合又はベトナム人の個人情報に関する漏洩や損失が存在する場合には、移転の停止を要求することができるとされています。

5. プライバシーノーティス

本政令上、管理者は、個人情報を処理する場合、処理を開始する前に、所定の事項(①処理の目的、②処理される個人情報の種類、③処理の方法、④処理に関連する他の組織や個人の情報、⑤発生し得る予期せぬ結果及び損害、⑥処理の開始時期及び終了時期等)を、データ主体に対して通知する必要があります。当該通知は、電子的方法又はその他の検証可能な方法を含む、印刷可能な形式又は書面でコピー可能な形式で行われる必要があります。

6. データ主体の同意取得

本政令上、管理者は、個人情報を処理する場合、収集、利用、開示等の全ての処理過程について、原則としてデータ主体から同意を取得する必要があります。そして、当該同意は、データ対象者が、①処理されるデータの種類、②処理の目的、③個人情報を処理する組織・個人及び④データ主体の権利・義務について十分に認識した上で、自発的に行われなければならないとされています。特に、マーケティング及び広告活動のためのデータ処理については、マーケティング及び広告活動の内容、方法、形式及び頻度について顧客が十分に認識した上での同意が必要とされています。

また、データ主体の同意は、電子的方法又はその他の検証可能な方法を含む、印刷可能な形式又は書面でコピー可能な形式で行われる必要があり、印刷された書面、音声、同意のチェックボックスへのチェック、SMS における同意表明、同意を意味する技術的設定又はその他の行動によって、能動的に意思を表示する行為である必要があるとされています。**データ主体は同意を撤回できる旨や沈黙又は非回答は有効な同意とはならない旨も明記されています。**

さらに、**管理者が複数の目的で個人情報を処理する場合、データ主体がそれぞれの目的毎に同意不同意を判断できる形で目的がリストアップされる必要があるとされています。**

このように、**本政令上、個人情報処理の全てのプロセスについて同意が必要とされており、かつ同意の取得方法について詳細な規制が設けられているにも拘わらず、同意を取得せず個人情報を処理可能な場合は限定的**です。具体的には、大要以下の場合には同意を取得せず個人情報が処理可能だとされており、GDPR や GDPR を参考にして立法された多くの個人情報保護法令では認められている正当な利益に基づく処理は認められていません。

- ① 緊急時にデータ主体又は第三者の生命、健康を保護する必要がある場合(ただし当該場合に該当することを証明する必要)
- ② 法令に基づいて個人情報を開示する場合
- ③ 管轄当局による処理で、以下に該当する場合: 国家防衛、国家安全保障、社会保障及び秩序、大規模災害、重大な疫病等の緊急事態の場合、国家の防衛と安全に対する脅威が認められるものの、国家緊急事態の宣言には至っていない場合又は暴動、テロ、犯罪、法律違反の予防と対策のため、法律に従って行う場合
- ④ 関連する機関、組織、個人に対するデータ主体の契約上の義務を法律に従って履行する場合
- ⑤ 特定の法律に規定された国家機関の運営に資する場合
- ⑥ 公的場所での録音、録画に関する個人情報を、それらの処理権限を有する機関・組織が国家安全保護、社会秩序、組織・個人の合法的利益を保護目的として処理する場合(ただしデータ主体への通知は必要)

このように同意を取得せず個人情報を処理可能な場合が限定的なのは、現在の(本政令施行前の)ベトナムの個人情報関連規

制でも同様であり、取引先従業員の個人情報を処理する場合等、データ主体から同意を取得することが現実的ではない場合によく問題になっています。そのような場合、実務的には、黙示の同意が存在すると考えて明示的な同意を取得しないで済ませる対応も見られるところです。

ところが、本政令では、本人による沈黙又は非回答は有効な同意とはならない旨が明記され、同意は印刷又はコピーすることができる様式で取得することが求められています。本政令の下では、黙示の同意という解釈を採用できる場合は限定的だと思われるため、もし現在そのような解釈で個人情報を処理している場合は対応を検討する必要があると思われます。

7. 処理者との契約

本政令は GDPR と同じく、個人情報処理の目的・手段の決定権限等を基準に管理者と処理者を分け、自らは決定権限を有さず管理者のために個人情報を処理する処理者に対しては限定的な義務を課しています。

また、本政令上、処理者は、管理者との間で契約書又は合意書を締結した上でそれらに従って個人情報を処理し、処理が終了した場合は個人情報を削除又は返却すると定められています。そのため、**管理者は処理者との間で契約書等を締結し、個人情報の処理方法等について規定する必要がある**と考えられます。もっとも、本政令は、GDPR と異なり、管理者と処理者との契約書等に規定することが必要な項目について具体的に定めていません。

8. 安全管理体制構築

本政令上、管理者及び処理者は、**個人情報保護に関する社内規程を策定**し、管理面や技術面の安全管理措置(個人データを処理する IT システム等の検査等)を実施する義務を負います。

また、一般的なデータ保護責任者(Data protection officer)選任義務は定められていませんが、**センシティブ個人情報を処理する場合には、個人情報保護を担当する部署及び担当者を選任して A05 に通知する必要があります**(法令文言上、当該部署や担当者の要件については特段定められていません。)。ただし、一定の小規模企業については、当該選任・通知義務について 2 年間猶予を受けることが可能とされています。

9. データブリーチ報告

本政令上、管理者は、個人情報漏洩等のデータブリーチが発生した場合、侵害発生から 72 時間以内に A05 にデータブリーチの内容等の所定の事項を報告する必要があり、報告が遅延した場合はその理由も報告する必要があります。また、処理者はデータブリーチを認識した場合、可能な限り早期に管理者に報告する必要があります。

このような 72 時間以内の当局報告という建付は GDPR と類似していますが、本政令では、GDPR と異なり、データ主体にリスクをもたらさない場合は当局報告が免除される旨の規定や、データブリーチ発生時のデータ主体への通知義務については、少なくとも法令文言上は規定されていません。

10. データ主体の権利

本政令は、データ主体に対して、①アクセス権、②訂正権、③削除権、④データポータビリティ権、⑤処理を制限する権利、⑥異議を述べる権利、⑦同意撤回権等の GDPR と類似した権利を認めています。本政令は、データ主体がこれらの権利を行使するための要件や手続き等も定めており、一定の権利はデータ主体が権利を行使してから 72 時間以内での対応が義務とされているため、留意が必要です。

11. 罰則等

本政令は、事業者が本政令に違反した場合に行政処分や刑事罰の対象となり得る旨を定め、データ主体に違反に基づく損害賠償請求権を認めています。行政処分や刑事罰の内容について具体的に定めていません。本政令違反に対して科される罰則等は別の政令により定められることが予定されていますが、現時点で当該政令は検討中であり未制定です。もっとも、当該政令の草案がパブリックコメントのために公表されていた際には、個人情報の域外移転規制等の違反を繰り返した場合はベトナム国

内の売上げの最大 5%という罰金が科され得るとされていました。

ベトナムでは、現状、当局による個人情報関連規制の執行が積極的に行われておらず、また罰金額も低額であるため、「規制があっても実質的リスクが少ないので規制違反のリスクをとる」という方針をとっている事業者も存在します。しかし、本政令の施行後は、ベトナムでも個人情報関連規制に対する監督・執行が徐々に活発化してくる可能性があるため、留意が必要です。

12. 必要となる法令対応作業

上述したとおり、本政令は新たに様々な規制を導入するものであるため、遵守のために、プライバシーノート/ポリシー、社内規程等の必要書類の作成や、データ主体の同意取得等の様々な法令対応作業が必要となります(既に現行法に基づき対応済みの事項も本政令を踏まえて見直しを行う必要があります。)。その中でも最も優先すべき作業は、プライバシーノートやデータ主体の同意取得と異なり現時点ではベトナムの大半の事業者が実施していないと思われ(プライバシーノートやデータ主体の同意取得はベトナムの現行法上でも既に義務付けられています。)、かつ、事後的とはいえ当局への書類提出が義務付けられている、データ処理影響評価及び域外移転が存在する場合のデータ移転影響評価だと思われます。

留意すべきなのは、施行日が 2023 年 7 月 1 日であることに鑑みると、短い期間で効率的に作業を進める必要があることです。グローバルなデータ保護法対応の実務とベトナム特有の事情・状況の双方を踏まえて、メリハリを付けた進め方で対応する必要があります。当事務所にはベトナムの個人情報関連案件について豊富な経験を有するベトナム法弁護士と新興国含む世界各国のデータ保護法対応に豊富な経験を有する弁護士が多数所属しているため、本政令の内容や法令対応作業の進め方等でご不明点、ご相談等あればいつでもお問い合わせ下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 